

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会福島県支部済生会

適用事業所

- ・川俣町地域包括支援センター
- ・済生会かわまた居宅介護支援事業所
- ・済生会川俣訪問看護ステーション
- ・済生会川俣病院指定訪問リハビリテーション
- ・済生会光風園訪問介護事業所

1. 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

この指針は、社会福祉法人^{恩賜財団}済生会福島県支部（済生会川俣地域ケアセンター）が運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、虐待の未然防止・早期発見・早期対応ができるようにする。

2. 高齢者虐待の定義

「高齢者虐待防止法」では次の5つの行為の類型をもって「虐待」と定義しています。

（1）身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また正当な理由なく身体を拘束すること。

（2）介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

（3）心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、いやがらせ等により、利用者に精神的、情緒的苦痛を与えること。

（4）性的虐待

利用者にわいせつな行為・性的接触・性的嫌がらせをすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

（5）経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

虐待防止に努める観点から「高齢者虐待防止委員会（以下、委員会）」を設置する。

- (1) 当委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。
- (2) 委員会の構成員は、各事業所に1名の担当を配置し、委員会の責任者は各事業所のいずれかの担当が行う。
- (3) 委員会は、委員長の招集により年間計画に基づき、年1回以上開催するとともに、必要に応じて随時、開催する。
- (4) 委員会の審議事項
 - ア 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関すること
 - イ 虐待防止のための指針の整備に関すること
 - ウ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること
 - エ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
 - オ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回および新規採用時に実施する。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6. 虐待（虐待の疑い）等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (ア) 職員等が、利用者への虐待を発見した場合、各部署の虐待防止担当者に報告し、部署内で検討。検討の結果、必要と判断された場合には、虐待防止委員会、更には、行政機関の担当窓口へ報告する。
- (イ) 虐待防止担当者は相談や報告があった場合には、報告者の権利が不当に侵害されないよう注意を払い、虐待等を行った本人に事実確認を行い、必要に応じ、

関係者から事情を確認する。

(ウ) 事実確認の結果、虐待等の事象が事実であると確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等にのっとり必要な処置を講じる。

(エ) 上記の対応を行ったにも関わらず善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。

(オ) 事実確認を行った内容や虐待等が発生した経緯を踏まえ、委員会において、当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。

(カ) 虐待等の発生後、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を市町村の行政機関に報告する。

〔虐待に関する連絡先〕

川俣町役場保健福祉課地域福祉係 電話番号：024-566-2111

川俣町地域包括支援センター 電話番号：024-538-2600

6、成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度や、日常生活自立支援事業（安心サポート）等について、利用者や家族へ説明を行うとともに、地域包括支援センター等、適切な窓口を案内する等の支援を行う。

7、虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に係る苦情は、各事業所の苦情対応窓口において受付ける。受付担当者は苦情等の内容を精査し、虐待等に関係する内容が含まれている場合には、苦情対応責任者を通じて、委員会に報告する。

8、利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者や家族、その他の関係者等がいつでも閲覧できるようにする。

9、その他虐待の防止の推進のために必要な事項

県、町、及び他施設・他事業者など、その他の機関が開催する研修会や情報交換等をする場には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう、常に研鑽を図る。

附則

この指針は、令和6年3月25日より施行する